

第 4 1 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる別表 1に掲げる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表 2に掲げる「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報（以下「非公開とすべき各情報」という。）を公開した決定は、妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる行政文書及びこれについての実施機関の処分の内容についてそれぞれ重なる部分があるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 令和 3年 3月 9日、公開請求者 Aは、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書及びその他の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

名古屋市指定管理者資料

本件施設① 直近 3ヵ年度分 年度事業報告書

(2) 同月19日、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件行政文書③から⑤までを特定したが、当該行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 同年 4月 5日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書③から⑤までについて、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月21日、実施機関は、本件公開請求①に対して、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を公開請求者 Aに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分①を行ったこと及び同年 5月12日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同年 5月10日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分①を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分①について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月11日、審査庁は、本件処分①について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Aに通知した。

2 本件審査請求②について

(1) 令和 3年 3月16日、公開請求者Bは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

本件施設①指定管理者業務現指定管理者（特定法人）の情報

①応募時（平成27年）提案書

②年度事業報告書（直近 3年分）

(2) 同月30日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書①及び③から⑤までを特定したが、当該各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 同年 4月12日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書①及び③から⑤までについて、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月27日、実施機関は、本件公開請求②に対して、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を公開請求者Bに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分②を行ったこと及び同年 5月25日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同年 5月18日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分②を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分②について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月24日、審査庁は、本件処分②について、執行停止の決定を行い、そ

の旨を審査請求人及び公開請求者Bに通知した。

3 本件審査請求③について

- (1) 令和3年9月9日、公開請求者Cは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書及びその他の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成27年度指定管理者公募施設選定（平成28年度からの管理）にかかる以下の書類

本件施設①、本件施設②の特定法人の指定管理者事業計画書

- (2) 同月24日、実施機関は、本件公開請求③に対して、本件行政文書①及び②を特定したが、当該各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- (3) 同年10月6日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書①及び②について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- (4) 同月25日、実施機関は、本件公開請求③に対して、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を公開請求者Cに通知した。
- (5) 同日、実施機関は、本件処分③を行ったこと及び同年11月22日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。
- (6) 同年11月15日、実施機関は、本件処分③において非公開とした部分について再検討した結果、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められたことを理由として、本件処分③の取消し及び当該取消しに係る一部公開決定（以下「本件処分③[〃]」という。）を行い、その旨及び同年12月13日以降に公開を実施することを公開請求者C及び審査請求人に通知した。
- (7) 同年12月6日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分③[〃]を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分③[〃]について執行停止の申立てを行った。
- (8) 同月10日、審査庁は、本件処分③[〃]について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Cに通知した。

4 本件審査請求④について

- (1) 令和 4年 4月 5日、公開請求者Dは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

本件施設①における下記の書類

- ①現指定管理者が公募時に提出した事業計画書（提案書）の一式
- ②過去 3年間の収支報告書（平成30年・令和元年・令和 2年）

- (2) 同月21日、実施機関は、本件公開請求④に対して、本件行政文書①及び④から⑥までを特定したが、当該各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、当該各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

- (3) 同年 5月 2日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書①及び④から⑥までについて、公開に反対する旨の意見書を提出した。

- (4) 同月17日、実施機関は、本件公開請求④に対して、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を公開請求者Dに通知した。

- (5) 同日、実施機関は、本件処分④を行ったこと及び同月31日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。

- (6) 同月30日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分④を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分④について執行停止の申立てを行った。

- (7) 同年 6月 1日、審査庁は、本件処分④について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Dに通知した。

第 4 実施機関の主張

- 1 公開決定に係る通知書によると、実施機関は、本件行政文書①から⑥まで（以下これらを「本件各行政文書」という。）の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

本件各行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

- 2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を公開とした理

由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件各行政文書について

本件各行政文書は、本件施設①及び②（以下「本件各施設」という。）に係る指定管理者募集において指定管理者として選定された団体の申請書類又は事業報告書であり、審査請求人から提出されたものである。実施機関は、本件各行政文書について公開請求がなされた場合には、条例第 7条に基づいて公開しなければならないが、このことについて、本件各施設指定管理者募集要項において「提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、条例第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載しており、審査請求人もこれを承知の上で応募しているはずである。

(3) 審査請求人による審査請求の理由について

審査請求人は、「様々な研究やノウハウを結集させた積算情報である」旨主張するが、公開することによる不利益は「他者に開示されることで不利益を被る可能性がある」との主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められず、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。

さらに、「公開により安全性を維持できない」旨主張するが、施設運営に係る防犯等の情報については、条例第 7条第 1項第 2号に基づき、事業者のノウハウに関する情報として非公開としているため、この主張は妥当でない。

また、審査請求人は、「情報の流出により運営に関する金額的な相場を教授し、模倣につながる可能性があるとともに、公正な選定に対する影響も懸念される。また、運営に必要な他者との契約情報や予定額が流出することで適切な契約に影響を及ぼすことはもちろん、契約先との信頼関係を損なう可能性がある」旨主張するが、人件費に関する単価や個別具体的な取引に関する情報等については、条例第 7条第 1項第 2号に該当するため非公開としており、審査請求人の事業運営に支障をきたすおそれはない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 提案・積算ノウハウやサービス詳細の流出

選定では事業提案の内容をもとに様々な観点で審査が実施され、他者と競合状態となっている。自社の優位性を主張するため、提案事項、積算及び表現に独自性を持たせている。これらは様々な研究やノウハウを結集させたものであり、他者に公開されることで不利益を被る可能性がある。

(2) 公開により安全性を維持できない

施設運営において、効率性や安全性を求められる中、防犯対策などでは水準維持に影響を及ぼす。

(3) 運営に係る収支情報の流出により選定や他者の関係性に支障をきたす

収支作成において、独自の積算手法を用い、これまで培ったノウハウと掛け合わせ積算を行っている。情報の流出により相場を教授し模倣につながる可能性があるとともに、公正な選定への影響も懸念される。また、運営に必要な他者との契約情報や予定額が流出することで適切な契約に影響を及ぼすことはもちろん、契約先との信頼関係を損なう可能性がある。

(4) 指定管理者選定及び指定管理者の施設運営に係る作成書類、提出書類等が条例の対象となる点について理解しているが、その上で、書類は指定管理者選定における公正かつ公平な選定の担保、指定管理者が持つ独自性のあるノウハウと合わせ、市民に対する安定したサービスの提供に寄与するものとする。

(5) 書類の性質について

書類作成代行企業はじめ選定を希望する組織にとって有償の価値を有するものである。公平な競争の確保、企業の貴重なノウハウの尊重を判断に含むべきと考える。

(6) 業務報告書「収支計算書」について

提案時計画値並びに決算額については、独自性のある運営によるものでノウハウの結果ともいえ公開によって不利益となる。また、名古屋市情報公開審査会の答申（第 215号）において、「収支のバランス等を概括的に

把握することができると考えられるもの、具体的な内訳が一般に公開されていない以上、審査請求人の管理運営ノウハウを窺い知ることは困難であり、これを公開しても審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があるとまでは認めがたい。」とあるが、本公開内容に各科目における細目、契約内容、数量及び個別金額が対象に含まれており、答申と整合性に欠ける。

(7) 指定管理者事業計画書の公開に対する過去の開示内容との不一致について

事業計画書は、過去にも同資料の請求を受けたことがあり、開示内容については実施機関と協議、両者が合意した公開内容が既に存在しているが、本開示内容と明らかな不一致があり、整合性に欠けたものとなっている。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下当該部分から非公開とすべき各情報を除いた部分を「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件各施設の指定管理者について

本件各施設は、実施機関において平成28年 4月 1日から平成33（令和 3）年 3月31日までを期間とする指定管理者の公募（以下「本件公募」という。）を実施しており、審査請求人は、本件公募において指定管理者として選定され、当初の指定管理期間の 5年間に加え、指定管理期間を 2年間延長して令和 4年度までの合計 7年間を指定管理期間として管理運営を行っていた。

(2) 本件行政文書①及び②について

本件行政文書①及び②は、本件公募の際に本件各施設の指定管理者募集要項（以下「本件募集要項」という。）に基づき、審査請求人から提出された文書であり、審査請求人が本件各施設の指定管理を受けるべく次期指定期間の事業計画等についてイラストや表等を用いて記載されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載されていることが認められる。

(3) 本件行政文書③から⑥までについて

本件行政文書③から⑥までは、本件公募に係る本件施設①の指定管理者仕様書（以下「本件仕様書」という。）に基づき、審査請求人から提出されたものであり、審査請求人が平成29年度から令和2年度までに本件施設①の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載されている。

また、本件仕様書においては、「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。」と記載されていることが認められる。

4 条例第7条第1項第2号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件情報について検討する。

ア 本件行政文書①及び②は、審査請求人が本件各施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類であり、本件行政文書③から⑥までは、審査請求人が本件施設①の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載された書類である。

これらの行政文書に記載された情報は、審査請求人における本件施設①又は②の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められ

る。

イ 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 条例第37条の2第1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

(イ) したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

ウ 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

(ア) 本件各施設の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウ等に当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウ等であると考へ、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人が不利益を被るなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

(イ) また、本件募集要項において本件行政文書①及び②が、本件仕様書において本件行政文書③から⑥までが条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、当該行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウ等に当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

エ 本件情報を公開することによる公益について

上記イ(ア)のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

オ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開すること

によって生ずる事業活動上の不利益が優越するとの事情は認められず、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

カ 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

(3) 次に、非公開とすべき各情報について検討する。

ア 非公開とすべき情報①から⑤までは、審査請求人が本件施設①又は②の指定管理者として選定を受けるために提出した書類に記載された情報であり、非公開とすべき情報⑥は、審査請求人が本件施設①の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載された書類に記載された情報である。

非公開とすべき各情報は、審査請求人における本件施設①又は②の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、これらの情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に非公開とすべき各情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 非公開とすべき情報①は、本件各施設における従事者の採用方針に関する情報であり、審査請求人が本件各施設を運営する際に従事させるパートスタッフについての採用方針が具体的に記載されている。

(イ) 非公開とすべき情報②は、本件各施設における個人情報の取扱い方法に関する情報であり、審査請求人が本件各施設を運営する際にあたり取得した個人情報についての取扱いについて具体的な方法が記載されている。

(ウ) 非公開とすべき情報③は、本件各施設におけるビル管理業務の協力業者に関する情報であり、契約先が具体的に記載されている。

(エ) 非公開とすべき情報④は、本件各施設における警備体制について記載されたものであり、審査請求人が本件各施設を管理する上で求められる警備に関する情報が具体的に記載されている。

なお、本件仕様書には、365日、24時間体制で警備を行うこととの記載が認められるが、具体的な警備体制等についての記載は認められない。

(ハ) 非公開とすべき情報⑤は、審査請求人の本件施設②における総括責任者に関する情報であり、総括責任者の選任に係る情報が具体的に記載されている。

(カ) 非公開とすべき情報⑥は、審査請求人が取得した情報の保護管理方法等についての情報が具体的に記載されている。

(キ) 非公開とすべき各情報は、公開することにより、審査請求人との競争上の地位にあるものに審査請求人の本件施設①又は②における管理運営上の弱点や利点に関する情報等の収集を容易にさせることが考えられ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(ク) そして、これらの情報を公開することにより生ずる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

ウ したがって、非公開とすべき各情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

本件行政文書①及び②には、個人の顔写真が随所に掲載されているが、これらの情報について、実施機関の公開に係る判断が適切であるとはいえない部分も見受けられた。

公開を原則とする行政文書公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、最大限に配慮しなければならない。

実施機関においても、今後は、条例の趣旨を十分理解した上で、個人のプライバシーに細心の注意を払うよう留意されたい。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 3年 5月11日	諮問書の受理
令和 4年 3月17日	弁明書の写しの受理
4月17日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
令和 3年 5月24日	諮問書の受理
6月17日	弁明書の写しの受理
7月16日	反論意見書の受理

(3) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
令和 3年12月10日	諮問書の受理
令和 4年 1月19日	弁明書の写しの受理
2月21日	反論意見書の受理

(4) 本件審査請求④

年 月 日	内 容
令和 4年 6月 1日	諮問書の受理
令和 4年 7月12日	弁明書の写しの受理
8月18日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 4月21日 (第59回第 1小委員会)	調査審議
7月21日 (第62回第 1小委員会)	調査審議
8月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀

別表 1

行政文書の名称
特定施設 A（以下「本件施設①」という。）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成27年度公募・本件施設①に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）
特定施設 B（以下「本件施設②」という。）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成27年度公募・本件施設②に係るもの）（以下「本件行政文書②」という。）
本件施設①の平成29年度事業報告書（以下「本件行政文書③」という。）
本件施設①の平成30年度事業報告書（以下「本件行政文書④」という。）
本件施設①の平成31（令和元）年度事業報告書（以下「本件行政文書⑤」という。）
本件施設①の令和 2年度事業報告書（以下「本件行政文書⑥」という。）

別表 2

非公開とすべき情報が記載された部分		非公開とすべき情報
本件行政文書① 及び②	業務履行体制（団体の体制）（様式⑤）	P3 「■ 確実な人財の準備」 「1. 地元採用の推進」に係る記載事項中一行目左側32文字目から43文字目まで及び二行目左側1文字目から8文字目までの情報（以下「非公開とすべき情報①」という。）
	関係法令の順守体制（様式⑦）	P1 「■ 個人情報保護に対する基本的な考え方」「1. 管理規定の策定」に記載された図「個人情報保護の基本的な考え方」「実施環境整備」「● 備品の設定」に係る記載事項中一行目中心を除く情報全て及び二行目左側中心を含め2文字目から7文字目までの情報並びに同図「教育と実運用」に係る記載事項中八行目記号を除く情報全て（以下これらを「非公開とすべき情報②」という。）
	メンテナンス（様式⑫）	P3 最下部の図「年次レベル」下右側に記載されたチェック者に係る情報（以下「非公開とすべき情報③」という。）
	緊急時の備え（様式⑭）	P3 「■ 施設の安全確保・秩序の維持」に係る記載事項中三行目左側19文字目から45文字目までの情報（以下「非公開とすべき情報④」という。）
本件行政文書②	指定管理者事業計画書	P2 「■ アピールポイントや創

	[概要 特定施設 B] (様式⑤)	意工夫など」「1. 提案のポイント」「(1) 「複合施設カルポート東」を活かす」に係る記載事項中二行目左側32文字目から41文字目まで及び三行目左側 1文字目の情報（以下「非公開とすべき情報⑤」という。）
本件行政文書③ から⑥まで	実施計画書（様式 1） （平成29年度、平成30年度、平成31（令和元）年度及び令和 2年度分）	⑦法令順守 5「取得情報保護管理に必要な配備・ルールの順守」に係る提案内容全て（以下「非公開とすべき情報⑥」という。）